

外国人介護人材定着 奨励金交付事業について



地域に根差した就労の継続と定住の促進を支援!

市内の介護事業所において勤められている外国人介護職員（特定技能等の条件に当てはまる方）を対象として、地域に根差した就労の継続と定住の促進を支援するため、その就労期間に応じて5年間で最大60万円（中核的なポストを任された場合にはさらに20万円）を支給します。



奨励金の種類に応じた奨励金の金額

奨励金の[種類]	奨励金の[金額]
新規就労時	5万円
1年経過後	5万円
2年経過後	10万円
3年経過後	10万円
4年経過後	15万円
5年経過後	15万円
キャリアリーダー	20万円
合計(最大)	80万円

最大
80万円
を支給!



申請方法

右記表の奨励金の種類に応じて、同表に記載の申請書類等の提出が必要になります。なお、令和7年4月1日より前に介護事業所に勤められている方については、令和7年度に限り雇用契約書等の写しを添付してください。

奨励金の種類	申請書類
新規就労時	・申請書 ・雇用契約書(写し) ・在留カード(写し)
1年経過後～5年経過後	・申請書 ・勤務証明書 ・在留カード(写し)
キャリアリーダー	・申請書 ・勤務証明書 ・在留カード(写し) ・推薦書